平成２３年（フ）第２２号
北海道二海郡八雲町落部624番地２
債務者　泉　　三男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
群馬県太田市鳥山上町1640番地６
債務者　林　　登男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６号
群馬県館林市東美園町22番地の８　スターサファイア一405
債務者　金子　政雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７号
群馬県館林市東美園町22番地の８　スターサファイア一405
債務者　金子　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５号
鹿児島県霧島市福山町福沢400番地２
債務者　池ノ上豊久
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始中更正

平成２２年（フ）第３５８３号
名古屋市中区大須３丁目30番86号第一アメ横ビル１Ｆ
破産者　合資会社重松時計舗
代表者代表社員　重松　幸男
1　主文　当裁判所が平成23年１月６日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「名古屋市中区大須３丁目30番65号第一アメ横ビル１Ｆ」とあるのを「名古屋市中区大須３丁目30番86号第一アメ横ビル１Ｆ」と更正する。
2　決定年月日　平成23年１月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３９８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏324番地
破産者　土屋　雅靖
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市新中野町２丁目17―15　Mハイツ307、開始決定時の住所北海道苫小牧市東開町６丁目１番60号
破産者　阿部　　洋
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４３号
新潟県三条市塚野目６丁目３番24号、破産手続開始決定時の住所新潟県三条市西四日町４丁目３番24号
破産者　蝶名林秀雄
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４４号
新潟県三条市西四日町１丁目14番２号　トマト館Ｆ号、破産手続開始決定時の住所新潟県三条市西四日町４丁目３番24号
破産者　蝶名林サチ
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３８０４号
愛知県知多郡阿久比町大字矢高字西の台33番地
破産者　株式会社池田
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０１号
名古屋市中村区名駅４丁目24番12号
破産者　愛知旅行企画株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市広畑区正門通３丁目１番地の３
破産者　株式会社ヒロハタビジネスサービス
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８３号
兵庫県加古川市加古川町木村718番地の２
破産者　有限会社エッチ・アイ・ジー
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８号
岡山県倉敷市児島柳田町923番地
破産者　太宰　　毅
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
岐阜市日野南５丁目５番13号
破産者　株式会社サンサンカーズ
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
岐阜県関市倉知3256番地７
破産者　センチュリートラストこと　石原　早生
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
三重県鈴鹿市国府町2916番地の８、前住所三重県鈴鹿市道伯町1928番地の１
破産者　佐藤　綾加
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係